

別紙 2（ホームページ用）

更新日 令和 7 年 9 月 26 日

令和 7 年度第 1 回日置市消防委員会の開催について

1	日時	令和 7 年 10 月 17 日（金） 午後 4 時から午後 5 時まで
2	場所	日置市役所本庁 3 階 議員控室 （日置市伊集院町郡一丁目 100 番地）
3	議題	令和 8 年度消防予算及び車両・資機材整備計画について
4	公開・非公開の別	公開
5	傍聴者の定員	3 人
6	傍聴手続	会議の開催予定時刻までに傍聴整理簿に氏名、住所を記入し、受付をしてください。 受付は、会議開催予定時刻の 30 分前から先着順で、定員になり次第終了します。
7	問合せ先	日置市消防本部総務課 消防団係 電話 272-0119（内線 5106）
8	その他必要な事項	会議は、日置市情報公開条例第 38 条の規定により公開となりますが、会議の審議事項に非公開とすべき事項があると認められた場合は、同条ただし書の規定により非公開となり、傍聴することはできません。 傍聴されるときは、日置市消防委員会傍聴要領を遵守してください。

日置市消防委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会議場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) のぼり、旗、プラカード、はちまきその他の示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙などはできません。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等はありません。
(ただし、会長が認めた場合は、その限りではありません。)
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害したりするようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、従われない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。